

書籍『金融機関行職員のための マネー・ローンダリング対策Q&A [第3版]』 追加情報

本書における FATF 第4次対日相互審査結果ほか、発刊後の事情等について、下記のとおり追加情報としてお知らせいたします。

記

●Q2関連（ガイドライン・FAQの改訂等：本書6頁4行目以下を読替）

その後、平成31（2019）年4月10日および令和3（2021）年2月19日にはガイドラインが改正されています（Q6・Q7参照）。

また、令和3年3月26日には、これまで蓄積されてきたガイドラインの各項目に対する質問と回答がとりまとめられ、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」として公表され、ガイドラインの各項目で求められる、または期待される対応の目線や解釈が詳細に示されています。さらに、本FAQは、金融庁によるモニタリング等において、ガイドラインで対応を求めている事項について同庁の考え方が十分浸透していないことが認められたとして、令和4年（2022年）8月5日に一部改訂されました。

このように、継続的にガイドラインやFAQの改正・改訂を通じた当局の目線の詳細化・高度化が図られており、各金融機関としても、こうした動きに迅速に対応していくことが求められます。

●Q3関連（FATF第4次審査の結果概要と課題：本書9頁以下に追加）

4. FATF第4次審査の結果概要と課題

(1) 日本は「重点フォローアップ」の対象に

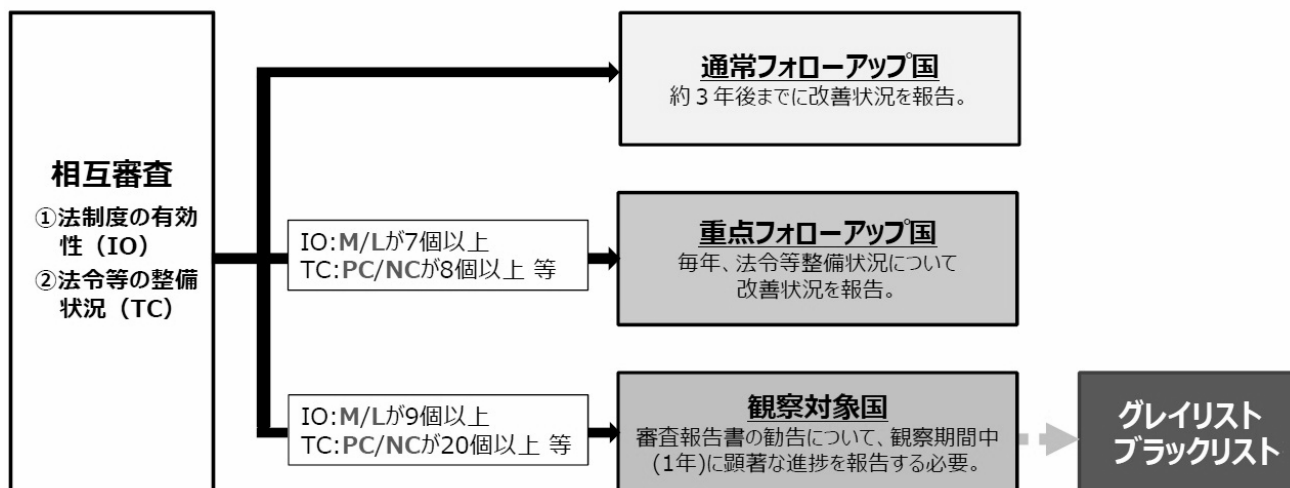
FATF第4次対日審査の結果は、2021年8月31日に公表されました。その中では、技術的遵守状況に係る40項目のうちC（Compliant）が4、LC（Largely Compliant）が24、PC（Partially Compliant）が10、NC（Non-Compliant）が1、N/A（適用無し）が1、有効性に係る11の項目のうちH（High）が0、S（Substantial）が3、M（Moderate）が8、L（Low）が0という結果となりました。

これにより、日本は「重点フォローアップ」の対象とされました（審査結果に応じたその後の対応については、次葉【図表】を参照）。

審査結果報告書においては、「事業者の義務の理解・導入（事業者ごとのリスク評価、リスクベースでの継続的な顧客管理、取引モニタリング、資産凍結措置の実施、実質的支配者情報の収集と保持を優先）」、「リスクベースでの監督を強化する（オフサイト・モニタリングとオンサイト検査の組合せについて、頻度及び包括性を強化することや、抑止力ある行政処分と是正措置が適用されることを含む）」などをはじめとする、日本が優先的に取り組むべき事項が挙げられました。

2026年にはフォローアップ審査が実施される予定ですので、日本政府としては、それまでに指摘事項を踏まえた必要な法整備や有効性の向上などを的確に実施する必要があります。

【図表】相互審査の結果に応じた分類



(出所) 財務省 Web サイト (図表を一部加工)

(2) 日本政府の動き

上記の評価結果を踏まえ、審査結果公表と同日付で、日本政府は、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」(以下「行動計画」という)を公表しました。

行動計画では、検査監督の強化、金融機関等のリスク理解の向上、継続的顧客管理の完全実施など、全26項目にわたる施策が示されています。また、金融庁も、検査要員の確保等による検査監督体制の強化などを実施しており、多くの金融機関に対する立入検査が実施されています。

(3) 継続的顧客管理に関する課題

リスク低減措置の中核に位置付けられるのは顧客管理ですが、その中でも、金融機関における目下の課題となっているのは、「継続的顧客管理」です。

継続的顧客管理に関する取組みは、従来の日本の金融実務には無かったものであり、その実施範囲や方法についても確定したプラクティスが存せず、各金融機関においては、半ば手探りでの対応が進められている状況で、多くの金融機関では、顧客にDMを送付することによる顧客情報の更新の取組みが進められています。もっとも、金融機関にとってこれが大きな負担ともなりうることも事実です。そこで、金融庁は、ガイドラインに関するFAQの中で、リスクベース・アプローチの考え方に従い、リスクが低い顧客の中から、以下の要件を満たす顧客をSDD (Simplified Due Diligence) の対象として定め、モニタリングを継続しつつもDMの送付などの積極的な対応を留保することを許容する考え方を示しています。

(SDDの要件……FAQから抜粋)

- ① 法人及び営業性個人の口座は対象外であること (注1)
- ② 全ての顧客に対して、具体的・客観的な根拠に基づき、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対するマネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を総合して顧客リスク評価を実施し、低リスク先顧客の中からSDD対象顧客を選定すること
- ③ 定期・随時に有効性が検証されている取引モニタリングを活用して、SDD対象口座の動きが把握され、不正取引等が的確に検知されていること
- ④ SDD対象顧客については、本人確認済みであること (注2)

⑤ SDD 対象顧客は、直近 1 年間に於いて、捜査機関等からの外部照会、疑わしい取引の届出及び口座凍結依頼を受けた実績がないこと

⑥ SDD 対象顧客についても、取引時確認等を実施し、顧客情報が更新された場合には、顧客リスク評価を見直した上で、必要な顧客管理措置を講ずること（注 3）

（注 1）法人や営業性個人は、取引関係者や親子会社等、関与する者が相当に多いことが一般的であり、法人や営業性個人の行う取引に犯罪収益やテロリストに対する支援金等が含まれる可能性が相応にあるものと考えられるため、SDD 対象とすることは相当ではないと考えます。

（注 2）④の「本人確認済み」とは、基本的には、2016 年 10 月の改正犯収法施行以降に同法に基づく取引時確認を実施したことを意味しています。また、1990 年 10 月 1 日以降に取引を開始した顧客についても、当時の規制等に沿った手続が確認されれば、「本人確認済み」と整理することは可能であると考えます。一方で、1990 年 10 月 1 日より前に取引を開始した顧客については、公的又は他の信頼できる証明書類等に基づき、氏名、住所及び生年月日を確認した証跡が存在しない限り、「本人確認済み」と整理することはできないものと考えます。

（注 3）⑥については、SDD 対象顧客に対して顧客リスク評価の見直しを実施した場合に、再度 SDD 先と整理することを妨げるものではありません。

金融機関においては、こうした SDD の考え方を取り入れつつ、また、アプリや窓口での取引等も活用した効果的な顧客情報の更新に取り組む必要があります。

しかし、こうした活動は継続的顧客管理の一つの側面にすぎないことにも注意が必要です。

これに関して、FATF からは、「継続的顧客管理について、金融機関は、金融庁 AML/CFT ガイドラインの規定に従い、正確かつ適切な顧客情報を保つためのシステムの構築を開始している。しかしながら、継続的顧客管理措置は、収集された顧客情報の更新及びリスト照合に限定されているように見られる。この手法に従って継続的顧客管理に係る措置を実施しても、金融機関が、顧客の特性と業務内容を結びつけ、予測される顧客の取引パターンからの逸脱の可能性を検知できるようにはならない」と指摘されています。

この指摘は、更新された情報をいかに活用してマネロン等リスクを低減するかという継続的顧客管理の実施趣旨を改めて認識すべきことを求めるものといえます。具体的には、更新された顧客情報を踏まえて、顧客のリスクを適切に見直し、かかる見直されたリスクに基づく取引モニタリングやフィルタリング、スクリーニング等の措置を実施する体制を整えていくことがより重要であると考えられます。なお、顧客リスク評価の見直しについては、本書 Q16 の 4. もご参照ください。

●「Q38」関連：(マネー・ローンダリング対策共同機構の設立：本書 122 頁に追加)

取引モニタリング・フィルタリングシステムの導入・維持については多大なコスト負担が伴うため、一般社団法人全国銀行協会は、2023 年 1 月 6 日付けで「株式会社マネー・ローンダリング対策共同機構」を設立しています。同社においては、AML/CFT 業務の効率化・共同化を図ることとされ、取引モニタリングなどの AI スコアリングサービスの提供等を 2024 年度から段階的に開始することとされています。

以 上